

国立大学法人運営費交付金の見直しに関する意見書

地方の国立大学では、地域の教育・産業・文化など幅広い分野に多くの人材を輩出するとともに、地域社会をリードするなど、東京一極集中を是正し、地方を活性化するため欠くことのできない役割を果たしており、特に和歌山大学では、これまでの地域への貢献に加え、観光学部の設置など、観光立国推進基本法の趣旨を実現するための新しい取り組みが地域社会への有形無形の刺激となるなど、大きな期待と役割を担っている。

しかしながら、法人化以降、国立大学法人には、毎年、運営費交付金の削減が実施されており、既に大学の基本機能である教育・研究にも支障を来たし始めている。

そのような中、さらに、経済財政諮問会議等から、国立大学への財政支援を専ら成果主義、競争原理に基づいたものに改めることを求める提言が出され、財務省は、今年5月に財政制度等審議会において、科学研究費等の配分割合に基づき運営費交付金を試算し公表したが、和歌山大学など多くの国立大学では交付金が激減する内容となっている。和歌山大学が果たしている地域への貢献は、本県にとって何物にもかえがたいものであり、このような財政措置の大幅な削減が実施されると、大学の存続が危ぶまれるだけでなく、ひいては、地方に重大な影響を与えることのない。

このため、国立大学法人運営費交付金については、大学の教育・研究の基礎を支える基本的な財源として、その総額を確保するとともに、その配分方法の見直しに当たっては、地域への貢献を考慮しない一面的な成果主義、競争原理を導入するのではなく、和歌山大学など地方の国立大学が当該地域で果たしている機能や役割を十分評価し、大学の運営に必要な交付金を配分されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

和歌山県議会議長 中村 裕一

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
経済財政政策担当大臣